

# 東京都高等学校吹奏楽連盟 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、社団法人全日本吹奏楽連盟の会員として、また東京都吹奏楽連盟の部門連盟として「東京都高等学校吹奏楽連盟」と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本連盟は、事務局を郵便番号170-0004、東京都豊島区北大塚1丁目10番33号の十文字高等学校内に置く。

(組織)

第3条 本連盟は、東京都内の国公立ならびに私立高等学校による吹奏楽部(団)をもって組織する。

2. 同一経営の学校法人による2校以上で組織する吹奏楽部(団)およびその小・中学生を含むことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本連盟は、社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、連盟の事業活動等を通して東京都内の高等学校における吹奏楽による音楽の向上、普及を図り、もって我が国の音楽文化発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次のうち必要な事業を行う。

- (1)コンクール
- (2)アンサンブルコンテスト
- (3)定期演奏会
- (4)講習会
- (5)顧問・指導者研修会
- (6)マーケティングに関する事業
- (7)その他、必要と認められる事業

## 第3章 役員および事務局

(役員の構成および定数)

第6条 1. 本連盟に次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	3名以内
常任理事	7名以内
理事	30名以内、ただし、理事長、副理事長および常任理事の定数は、この理事定数に含まれる。
監事	3名以内

(役員を選任)

第7条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1)理事は、加盟校の顧問および登録指導者の中から選任される。選任方法は理事会において別に定める。
- (2)理事には7名以内の学識経験者を含むことができる。
- (3)理事長、副理事長および常任理事は、理事の中より互選にて決定し、理事会において選任される。ただし、互選の方法については理事会において別に定める。
- (4)監事は、理事会において選任し、委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 理事長は、本連盟を総括して本連盟を代表する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故等があるときは、理事長の職務を代行する。この場合、副理事長の互選により理事長代理1名を決めるものとする。
- (3) 常任理事は、理事長および副理事長を補佐し、常任理事会を運営して本連盟の運営及び事業全般についての職務を行う。
- (4) 理事は、理事会を運営し、この連盟の運営及び事業全般について審議・議決して執行する。
- (5) 監事は、本連盟に係る事業の実施状況、財政の状況及び役員職務執行状況について監査し、理事会において報告しなければならない。また、監査の結果、不適切な事実が判明したときは、速やかに理事会に対して適切な処置をとるよう勧告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任することができる。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の審議を経て理事会において議決権を有する理事会構成員の3分の2以上の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 役員として相応しくない行為等があると認められるとき

(役員補充)

第11条 役員に欠員が生じたときは、次のとおり補充する。

- (1) 理事長に欠員が生じたときは、第7条の(3)の規定にしたがい選任する
  - (2) 副理事長に欠員が生じたときは、必要に応じて第7条の(3)の規定にしたがい選任する
  - (3) 常任理事及び理事に欠員が生じたときは、第7条の(1)及び(3)の規定にしたがい選任する
  - (4) 監事に欠員が生じたときは、第7条の(4)にしたがい委嘱する
2. 補充する役員は、速やかに理事会を開催して選任又は委嘱する
  3. 欠員により選任又は委嘱された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(事務局設置)

第12条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長1名、事務局次長若干名、事務局員若干名を置くことができる。
3. 事務局長、事務局次長及び事務局員は、理事長が任免する。
4. 事務局長、事務局次長及び事務局員は、理事長及び監事を除く役員が兼任することができる。

## 第4章 会長・副会長・顧問および相談役

(会長、副会長、顧問及び相談役)

第13条 本連盟に会長、副会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2. 会長は1名とし、副会長、顧問および相談役は定数を規定しない。
3. 会長、副会長、顧問および相談役は、理事長及び理事会の諮問機関とする。

(会長、副会長、顧問および相談役の推薦、委嘱及び任期)

第14条 会長、副会長、顧問および相談役は、理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

2. 会長、副会長、顧問および相談役の任期は2年とする。

## 第5章 機 関

(機関の設置)

第15条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 実行委員会
- (5) その他、必要と認められるもの

### 第1節 総会

(総会の機能)

第16条 総会は、本連盟における最高議決機関とし、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告および事業計画の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 役員承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他、必要と認められるもの

(総会の構成)

第17条 総会は、第3条で定める加盟校の顧問、指導者、生徒および第6条で定める役員及び第12条で定める事務局によって構成される。

(総会の招集)

第18条 総会は、理事長が召集し、毎年4月に開催する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、加盟校の過半数以上の出席がなければ開催することができない。  
2 前条の場合において、委任状提出者は出席者とみなす。

(総会の方法)

第20条 総会の議事運営は、加盟校の顧問、指導者の中から議長を選任し行う。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は、出席した加盟校の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。  
2 議決権は、加盟校一校一票とする。

### 第2節 理事会

(理事会の機能)

第22条 理事会は、本連盟における執行、議決機関とし、次の事項を審議、議決し執行する。

- (1) 事業に関すること
- (2) 財務の運用に関すること
- (3) 役員選任に関すること
- (4) 会長・副会長・顧問・相談役の推薦に関すること
- (5) 規約に関すること
- (6) その他、必要と認められること

(理事会の構成)

第23条 理事会は、第6条で定める役員及び第12条で定める事務局によって構成される。

(理事会の招集)

第24条 理事会は、理事長が召集し、年4回以上開催する。

2 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集

を請求されたときは、速やかにこれを招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第25条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席者とみなす。

(理事会の方法)

第26条 理事会の議事運営は、原則として副理事長が議長を務めて行う。

(理事会の議決)

第27条 理事会の議決は、この規約に別段の定めがない限り、監事及び事務局を除く理事会出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

2 議決権は、議長、監事及び事務局を除く理事会構成員一人一票とする。

### 第3節 常任理事会

(常任理事会の機能)

第28条 常任理事会は、本連盟に係る運営、財務および事業の計画と実施の方針審議機関として、本連盟の全てについて掌理する。

(常任理事会の構成)

第29条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事、事務局長および事務局次長によって構成される。

(常任理事会の招集)

第30条 常任理事会は、理事長が随時招集する。

(常任理事会の定足数)

第31条 常任理事会は、事務局を除く常任理事会構成員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 前条の場合において、委任状提出者は出席者とみなす。

(常任理事会の方法)

第32条 常任理事会の議事運営は、原則として常任理事が議長を持ち回りで務める。

(常任理事会の議決)

第33条 常任理事会の議決は、事務局を除く常任理事会出席者の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は理事長の決するところによる。

### 第4節 実行委員会

(実行委員会の機能)

第34条 実行委員会は、この連盟が主催する事業の運営全般を担当する。

2 この連盟に次の実行委員会を置き、各事業を担当する。なお、必要に応じて他に実行委員会を編成することができる。

コンクール実行委員会

アンサンブルコンテスト実行委員会

定期演奏会実行委員会

講習会実行委員会

(実行委員会の構成)

第35条 実行委員会は、理事長、副理事長、監事を除く理事によって構成される。

2 実行委員会には委員長を置く。必要な時は副実行委員長を置くことができる。

3 実行委員および委員長は、常任理事会において選任する。

(実行委員会の招集)

第36条 実行委員会は、理事長の承認の上で、実行委員長が招集する。

- 2 実行委員会には、委員の他、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長および委員長承認した者の出席ができる。

(実行委員会の方法)

第37条 実行委員会は、原則として実行委員長が議長を務めるものとする。

## 第6章 財務

(会計の出納)

第38条 本連盟は、連盟費のうち東京都高等学校吹奏楽連盟運営費、諸事業による収入金、寄付金等をもって支弁する。

- 2 この連盟の会計に係る出納方法等については別に定める。

(会計年度)

第39条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 規約改正

(規約の改正)

第40条 本連盟の規約を改正するときは、総会において議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を要する。

## 第8章 補則

(内規の制定)

第41条 この規約に必要な細則等の内規は、常任理事会の審議を経て理事会において定めることができる。

付則

昭和48年7月10日	制 定
昭和61年4月26日	一部改定
平成5年4月17日	一部改定
平成7年4月22日	一部改定
平成9年4月26日	一部改定
平成11年4月24日	一部改定
平成15年4月26日	一部改定
平成19年4月21日	一部改定
平成20年4月19日	一部改定